

第3回町議会定例会終わる

平成23年第3回定例町議会は、9月9日に開会、会期を14日までの6日間としました。各会計補正予算などを審議し、いずれも原案のとおり可決。また、22年度各会計決算認定が提案され、第4回定例会までの継続調査とし、閉会しました。

☆行政報告

【町長】1件

▷消防の広域化に係る検討経過について

- ・消防救急無線のデジタル化整備については、平成28年6月の供用開始に向け先行して検討する。
- ・各市町村の消防施設等整備経費については、これまでどおり各市町村ごとに負担する方式で検討する。

☆主な審議事項と結果

◇平成22年度一般会計ほか10会計の決算認定

一般会計、8特別会計、2企業会計の合わせて11会計の決算認定は、設置された決算審査特別委員会（委員長 星加広保議員、副委員長 小田雅二議員）に付託され、第4回定例会までの継続審査としました。

なお、決算審査特別委員会は、10月下旬に開催予定。開催日は、防災無線で周知予定。

◇教育委員会委員の選任

10月8日で任期満了となる山下純一氏の後任として、企画課長の笹原 博氏が選任同意されました。任期は4年間。

- ・任期：平成23年10月9日から平成27年10月8日まで

◇十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会を組織する町数の減少及び十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の変更

9月30日をもって「池田町」が、十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会を脱退することから、組織する町数の減少と協議会規約の変更を可決。

◇字の区域の変更

黄金道路工事に伴い、所管換えの国有地を表示登記するため、字の区域の変更を可決。

◇平成23年度一般会計ほか8会計予算の補正

9会計の補正予算は、予算審査特別委員会で審査の結果、可決すべきと決定。本会議で同委員会報告が行われ、いずれも原案のとおり可決。

- 【主な内容】
- ・減債基金積立金
 - ・津波対策で沿岸地域の海拔を表示する標高表示板設置
 - ・東日本大震災により使用した防災資機材の補充
 - ・津波被害に伴う水産業共同利用施設災害復旧事業補助金
 - ・サンタランド恋人の聖地等看板設置
 - ・津波被害に伴う国直轄事業の港湾しゅんせつ工事負担金

(※同委員会での質疑内容は、12月発行予定の議会だよりに掲載します。)

9月13日 (火)

☆一般質問は、^{おだ}小田雅二、前崎 茂、旗手恵子の3議員が行いました。

【小田議員】①来年度より中学校で武道が必修科目となるが、教育委員会としての対応は

②マイマイガの大量発生に対する今後の町としての取組について

③特老の入所に際しての優先順位の決定について

【前崎議員】①エゾシカ農業被害に係る駆除対策について

②広尾町まちづくり自治基本条例の制定について

【旗手議員】①放射能汚染から町民を守る対策について

②再生可能エネルギーの取組について

③消防の広域化について

(※詳細は、12月発行予定の議会だよりに掲載します。)

9月14日 (水)

☆意見書の審議 (※可決された意見書は、国及び関係機関に提出しました。)

◇平成24年度農業予算編成並びに税制改正に関する意見書 (原案可決)

【主な内容】・自給率目標の達成に向けて、税制・食品産業対策など省庁横断的な政策体系の確立

・例外なき関税撤廃を原則とする T P P 交渉への参加、断固反対

・戸別所得補償制度などの農業政策について、制度の法制化等を含め継続

・農業生活基盤の確立と品種改良や技術の試験研究・開発に必要な予算の確保

・軽油引取税等の課税免除措置恒久化など、農業経営安定に必要な税制措置の確立

◇生活保護行政の抜本的な改善を求める意見書 (原案可決)

【主な内容】・国会及び政府に対し、憲法25条を保障する立場から生活保護制度の検証と老齢加算の速

やかな復活、生活保護に関する費用の全額負担の実現を要求

町民と議会と町長

請願・陳情の提出

町民

事業などの実施

選挙

選挙

条例・予算などを提案

町議会

町長

調査・審議・議決・検査など

三二知識

「議会とは」

町議会は、議決権、調査権、監査請求権など多くの権限を持っています。これらの権限に基づき町議会は次のような仕事をしています。

○議決 町議会の最も基本的な仕事です。条例や予算等重要な問題について審議・調査・決定をします。

○選挙 議長、副議長を初め選挙管理委員などの選挙をします。

○同意 副町長、監査委員などを町長が選任する場合には、議会の同意が必要です。

○検査・監査請求 町の事務等について検査をしたり、監査委員に監査の請求ができます。

○調査 町の事務などについて調査でき、必要に応じて出頭や証言、記録の提出を請求します。

○意見書の提出 町の公益にかかわる事柄について、国や道などの関係行政機関に意見書を提出します。